

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成17年7月28日(2005.7.28)

【公開番号】特開2005-77853(P2005-77853A)

【公開日】平成17年3月24日(2005.3.24)

【年通号数】公開・登録公報2005-012

【出願番号】特願2003-309220(P2003-309220)

【国際特許分類第7版】

G 02B 5/30

B 29C 55/12

B 32B 7/02

G 02F 1/1335

G 02F 1/13363

H 05B 33/02

H 05B 33/14

// B 29L 9:00

B 29L 11:00

【F I】

G 02B 5/30

B 29C 55/12

B 32B 7/02 103

G 02F 1/1335 510

G 02F 1/13363

H 05B 33/02

H 05B 33/14 A

H 05B 33/14 Z

B 29L 9:00

B 29L 11:00

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月21日(2005.2.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の複屈折層と、第2の複屈折層とを含む複合複屈折部材であり、

前記第1の複屈折層の少なくとも片面に、前記第2の複屈折層が形成され、

前記複合複屈折部材の  $n_d$  と  $R_t h$  が、以下の式(1)および(2)を満たし、

前記複合複屈折部材全体としての、波長  $400 \sim 800 \text{ nm}$  における、 $n_d_x / n_d_{50}$

$n_d_{50}$  の値と、 $R_t h_x / R_t h_{550}$  の値とが異なる複合複屈折部材。

$n_d_{400} / n_d_{550} < 1 \quad (1)$

$R_t h_{400} / R_t h_{550} > 1 \quad (2)$

前記において、

$n_d_x$  および  $R_t h_x$  は、波長  $x \text{ nm}$  における  $n_d$  および  $R_t h$  を示し、

$n_d_{550}$  および  $R_t h_{550}$  は、波長  $550 \text{ nm}$  における  $n_d$  および  $R_t h$  を示し、

$n_d_{400}$  および  $R_t h_{400}$  は、波長  $400 \text{ nm}$  における  $n_d$  および  $R_t h$  を示し、

$n_d$  は、 $(n_x - n_y) \times d$ 、 $R_t h$  は、 $(n_x - n_z) \times d$  を示す。

$n_x$ 、 $n_y$  および  $n_z$  は、それぞれ前記複合複屈折部材における X 軸、Y 軸および Z 軸方向の屈折率を示し、前記 X 軸とは、前記複合複屈折部材の面内において最大の屈折率を示す軸方向であり、前記 Y 軸とは、前記面内において前記 X 軸に対して垂直な軸方向であり、前記 Z 軸とは、前記 X 軸および前記 Y 軸に垂直な厚み方向を示す。 $d$  は、前記複合複屈折部材の平面の厚みを示す。

**【請求項 2】**

前記第 2 の複屈折層が、ポリアミド、ポリイミド、ポリエステル、ポリエーテルケトン、ポリアリールエーテルケトン、ポリアミド - イミドおよびポリエステル - イミドからなる群から選択される少なくとも 1 種類の非液晶ポリマーから形成される請求項 1 に記載の複合複屈折部材。

**【請求項 3】**

前記第 2 の複屈折層が、前記第 1 の複屈折層が形成される材料とは異なる材料から形成される請求項 1 または 2 に記載の複合複屈折部材。

**【請求項 4】**

前記複合複屈折部材を含む積層偏光板であって、前記複合複屈折部材が請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の複合複屈折部材である積層偏光板。

**【請求項 5】**

液晶セルおよび光学部材を含み、前記液晶セルの少なくとも一方の表面に前記光学部材が配置された液晶表示装置であって、前記光学部材が、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の複合複屈折部材または請求項 4 に記載の積層偏光板である液晶表示装置。

**【請求項 6】**

液晶表示装置、プラズマディスプレイ装置およびエレクトロルミネッセンス表示装置からなる群から選択された少なくとも一つの画像表示装置であって、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の複合複屈折部材または請求項 4 に記載の積層偏光板を含む画像表示装置。